

2010年3月16日 特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

1、当機構の福祉相談部門(福祉相談・生活サポート事業)でおこなっていること

① 生活保護受給前からの連続的な支援

野宿生活者や野宿に至るおそれのある人たちを対象とし、まずは野宿から抜けだすための支援、次に再び困窮状態に陥らないための支援を行っている。

2008年度福祉相談部門の新規相談者数は約600人、この一年間で約8,000人が事務所に訪れた。さらに、10年間で延べ2,200人の相談者に対し、野宿から抜け出してアパートを借りる(居宅保護)支援を行ってきた。新規相談者は、高齢者特別就労事業に登録している輪番労働者、夜間緊急避難所を利用している人たちなど、あいりん地域(釜ヶ崎)で生活している人たちに加え、半数近くが他の地域で生活している人たちである。

再び困窮状態に陥らないためには、生活保護を申請するまでの期間(約2週間)に詳細なききとり(成育歴・職歴・既往歴・飲酒歴・ギャンブル歴・債務など)を行い、当初の支援プログラムを確定する必要がある。生活保護申請書を提出することを先行すれば、野宿に至った「隠れた要因」を見落としてしまい、その人にとって必要な支援プログラムが組めなくなってしまうことが多いからである。

その中で、必ず、あいりん地域にある無料低額診療施設＝大阪社会医療センター付属病院受診を促し、必要な場合は同行する。特に、精神科では必ず一緒に受診し、アルコール依存症などで専門治療が必要と診断されれば、専門医療にスムーズにつなげ継続的な治療に専念するため支援を行う。

その上で、救護施設・更生施設等の生活保護施設がいいのか、サポータティブハウスへの入居がいいのか、居宅保護申請(当機構事務所の近くがいいか、遠くてもいいかも含めて)がいいのか、本人としっかり相談して、生活保護受給後の方向を組み立てたうえで、生活保護申請をおこなっている。まず施設ありきでも居宅保護ありきでもなく、その人にあった生活保護の方法を、相談者と一緒に考えて組み立てている。

そのためには、野宿から抜け出す、居宅保護の生活を維持するにあたって継続的に支援する、キーパーソンが必要になってくる。

② 宿泊施設を持たない場合の支援の仕方

釜ヶ崎支援機構は生活保護を受けるまでの支援用居室として6室確保しているが、あくまでも緊急的な活用(シェルター機能)のみで、宿泊施設を持たない。その分、社会資源を有機的に活用することで支援の幅をひろげている。具体的に社会資源として、あいりん地域であげられるものは以下の2つ。

・サポータティブハウス…あいりん地域にある簡易宿泊所(三畳・トイレ・台所・風呂共同)をアパートに転用したケア付き共同住宅。福祉に詳しい生活支援員が常駐している。

・あんしんさぼと(地域福祉権利擁護事業)…認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるように、大阪市各区社会福祉協議会が金銭管理などを行っている。

ただ、すぐに社会資源につながるわけではなく、どのような社会資源を活用する必要があるのかコーディネートする役割の支援者が必要となってくる。

③ 具体的な支援内容

・金銭管理…現在福祉相談部門に毎日お金をとりにきている人は約150人。その他、週1回取りに来ている人や、保護費を落としてしまったり家賃もふくめて使い切ってしまうなど失敗をしても、やり直せるように、月1回ずつ積立をしている人もいる。お金を預かっている人は、全体で約200人。